

# 札幌市民交流プラザ（札幌文化芸術劇場及び札幌文化芸術交流センター）の指定管理者の選定結果について

## 1 選定委員会開催経過

- 第1回 平成27年8月4日 募集要項、選定方法等について  
第2回 平成27年10月16日 書類審査、面接審査、選定

## 2 選定委員会委員

委員7名（市職員1人、外部委員6人）

委員長 北村 清彦 北海道大学大学院文学研究科 教授（文化関係者：美術）

副委員長 梶井 祥子 札幌大谷大学社会学部地域社会学科 教授（学識経験者：社会学）

委員 倉知 直美 公認会計士

委員 澁田 勲 社会保険労務士

委員 南 聡 北海道教育大学岩見沢校 教育学部芸術・スポーツ文化学科 教授  
（文化関係者：音楽）

委員 三部 安紀子 北海道二期会 理事長（文化関係者：舞台）

委員 林 信一 観光文化局市民交流複合施設担当部長

## 3 応募団体

1団体（非公募）

公益財団法人札幌市芸術文化財団

非公募により応募を求めた理由：別紙のとおり

## 4 選定結果（指定管理者候補者）

- (1) 選定された団体 公益財団法人札幌市芸術文化財団  
理事長 秋元 克広 札幌市南区芸術の森2丁目75番地

### (2) 選定の理由

公益財団法人札幌市芸術文化財団は、利用者の平等な利用を確保し、施設を安定的に維持管理するために必要な組織や財務の健全性を備えている点が優れていると高く評価された。

また、指定管理者には札幌市の文化芸術の中心的な拠点として、美術・音楽・舞台芸術等の多様な文化芸術の振興を図ることが求められているが、同財団には、文化芸術に精通した人材やノウハウ等が蓄積されており、魅力的な事業展開が期待できる点が評価された。

そのほか、市内の他の文化施設（札幌芸術の森・札幌コンサートホール・札幌市教育文化会館等）とも連携した事業を展開していくことで、同財団の組織力を発揮し、札幌市の文化芸術の振興に一層寄与することが期待できる提案であることが評価された。

以上の点から、同財団は、札幌市民交流プラザ（札幌文化芸術劇場及び札幌文化芸術交流センター）の指定管理者候補者として適切であると判断された。

(3) 評価結果

選定基準	配点	候補者
①平等利用の確保	5点	4.6点
②施設の効用発揮	100点	75.8点
③安定経営能力	75点	65.4点
④管理経費の縮減	20点	10.8点
合計	200点	156.6点
得点率	—	78.3%

(4) 指定期間 平成28年4月1日～平成32年3月31日

5 その他

平成27年第4回定例市議会において、指定管理者を指定するための議案を提出予定

## 別紙

### 札幌市民交流プラザ（札幌文化芸術劇場及び札幌文化芸術交流センター） の指定管理者を非公募にする理由

#### （札幌文化芸術劇場・札幌文化芸術交流センターの役割）

札幌市民交流プラザの札幌文化芸術劇場は、国内外からの質の高いオペラやバレエ等の招へいのほか、他の劇場や地元芸術団体との共同制作又は単独制作を通じ、これまで以上に札幌の舞台芸術を振興し、市民や札幌を訪れる人々に質の高い舞台芸術の鑑賞機会を提供してまいります。そして、将来においては、札幌発のオペラやバレエ等の舞台芸術を国内外に発信してまいりたいと考えております。

また、札幌文化芸術交流センターは、札幌の文化芸術活動全体を支え育て、一層推進するための拠点として設置することとなっており、札幌文化芸術劇場の上演分野に合わせ、ワークショップやプレイベントを実施して当該分野の振興を図るなど、札幌文化芸術劇場との連携だけではなく、札幌のアート資産（札幌芸術の森、札幌コンサートホール、札幌市教育文化会館などの「もの」、PMFやサッポロ・シティ・ジャズなどの「こと」、これらに携わる人たち「ひと」）それぞれの質を高めるとともに、これらの相互の連携をコーディネートしていくアートマネジメントの展開をしてまいります。

#### （一体的な管理運営）

（仮称）市民交流複合施設管理運営基本計画において、札幌文化芸術交流センターでは札幌文化芸術劇場との連携のほか、「市内既存施設や既存イベントをつなげる取組」を主な機能の一つとしております。具体的には、札幌芸術の森で展開している美術展示イベントや札幌コンサートホールなどの主催事業のプレイベントの開催や情報発信を、都心に立地した札幌文化芸術交流センターのオープンスタジオで開催するなど、札幌芸術文化交流センターが市内文化芸術施設間の連携の中心となることにより、これまで以上に様々な分野の文化芸術に市民が触れる機会を提供し、ひいては市内の各文化芸術施設の来場者の増加にもつなげてまいります。

さらに、札幌文化芸術交流センターでは、札幌のアート資産を活用し、文化芸術の産業化を担う「アートマネジメント人材」の育成に関する取組を行ってまいります。文化芸術という幅広い分野が対象となるため、多様なアートマネジメント人材を育成するには、札幌文化芸術劇場のほか、市内の各文化芸術施設の人材や事業を活用して各種講座、現場体験、企画体験等（以下「講座等」という。）を行っていく必要があります。

この講座等の実施に当たって効果的なカリキュラムを作成するためには、札幌文化芸術劇場や他の市内の文化芸術施設においてどのような講座等を実施できるのかの能力を正確に把握し、それぞれの開催時期及び受入人数が最も効果的となるよう調整を図る必要があります。そのためには、自由に講座等の開催をコントロールすることが可能となる一体的な運営を行う必要があります。

また、アートマネジメント人材の育成のためには、アートマネジメント人材を育てるノウハウを持ち、市内外で活躍する外部講師の招へいを行うなど独自のネットワークを活用してカリキュラムを構成できる団体であることが必要です。

以上のことから、本市の文化芸術施設間の連携の中心拠点となり、美術・音楽・舞台芸術等の幅広い分野の事業展開を行う札幌文化芸術交流センターは、本市における文化芸術施策の一体的な推進を図るため、札幌文化芸術劇場や他の市内の文化芸術施設と同一の団体が管理運営することが必要不可欠であり、また、その団体は、全国的な文化芸術ネットワークを有するなどの条件を満たしている必要があります。

### (継続的な事業執行)

札幌文化芸術交流センターは、特定の施設の企画・運営経験を積んだスタッフだけでは、文化芸術活動の中心的な拠点としての特性を十分に考慮した幅広い企画や運営を行うことは困難であるため、札幌文化芸術交流センターに従事するスタッフには、各分野・施設の事業を長期的に幅広く経験させることが必要です。

また、札幌文化芸術劇場・札幌文化芸術交流センター（以下「文化芸術劇場等」という。）で行われるスタッフの人材育成事業については、長期的な展望を持って段階的にレベルを上げて事業を実施する必要がある、事業実施期間が長期に及ぶこととなります。数値的な評価が困難で、事業の成果が現れるまでに長期間を要する人材育成事業は、長期的な視点に立って施設側と指導者との間で信頼関係を構築し、ノウハウを蓄積することによって、より質の高い内容で事業を実施することができるようになり、将来の文化芸術振興の原動力となる人材を育成することとなります。

さらに、文化芸術劇場等で行う事業展開では、通常企画立案から事業実施までの準備期間として、2、3年を必要とするものが多く、数年ごとに指定管理者が公募されるような場合には、事業の企画・準備を行った団体が次期指定管理者として指定を受けることができなくなる可能性が出てきます。そのような場合には、自ら企画した事業に責任を持つことができなくなり、事業の成果を確認・評価することもできず、最悪の場合には、事業の実施そのものが難しくなる可能性もあります。特にオペラやバレエなどの舞台芸術は、準備期間を考慮して長期的な視点に立った事業展開をしなければなりません。

### (札幌市の関与)

文化芸術事業の成果は、入場者数や入場料収入などの収益性だけによって計られるものではなく、収益性は低くても将来の文化芸術の担い手を育成する事業や、市民が自ら文化芸術を発信できる環境づくりなど、施設の設置目的の達成と、本市が目指すまちづくりの在り方という観点から考えていくことが必要になります。

本市では、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、市民が心豊かに暮らせる文化の薫り高き札幌のまちづくりに寄与することを目的として札幌市文化芸術振興条例（平成19年条例第12号。以下「条例」という。）を制定し、これを受けて、平成21年に5年間の本市の文化芸術施策推進の指針となる札幌市文化芸術基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、平成27年1月には、平成26年度以降の新たな基本計画が策定されたところです。

文化芸術劇場等は、基本計画に沿って本市の文化芸術施策を進め、条例の理念を具体化するに当たって中心的な拠点となる新たな文化施設であり、開館準備の段階から、事業内容の企画立案等については本市と指定管理者が一体となって行うなど、本市による指定管理者への継続的かつ積極的な関与が特に必要となると考えられます。

公益財団法人札幌市芸術文化財団（以下「芸術文化財団」という。）は、本市の芸術文化の普及振興を図ることを目的として設立された団体であり、本市が人的及び財政的に関与し、密接に連携して事業を実施していくことが可能です。

#### （担い手）

市内各文化芸術施設との一体的な管理、継続的な事業執行、札幌市の関与、これら全ての条件を満たす管理団体は、札幌芸術の森や札幌コンサートホール、札幌市教育文化会館などを運営して、美術・音楽・舞台芸術等に精通しノウハウ等を蓄積している芸術文化財団以外にありません。

さらに、芸術文化財団は札幌コンサートホールの開業経験も有しており、文化芸術劇場等の円滑かつ確実な開業を目指すためにも、その実績とノウハウを活用すべきであると考えます。

以上のことから、文化芸術劇場等の指定管理者につきましては、公募によることなく芸術文化財団に申込みを求めることとします。